

平成 23 年 度

事 業 計 画 書

収 支 予 算 書

社団法人 発 明 協 会

平成23年度 事業計画

1. 事業方針

我が国の景気は回復傾向が見られるものの、世界経済のボーダレス化の進展により、我が国の誇る科学技術分野においてもアジア諸国等の新興国の追い上げが加速している。このような中において我が国は、発明の奨励、科学技術の振興により、知的創造サイクルの活性化を図り、技術開発力の向上を推進していくことが何よりも重要であり、政府においても知的財産戦略として、昨年の知的財産推進計画では、優れた技術やコンテンツなどの知的財産を最大限に活用するため、人材の育成、イノベーションの創出、国際標準の獲得、グローバルな事業展開のための戦略等を総合的に推進していくこととしている。当協会としては引き続き政府の実施する知的財産施策に沿いながら諸事業を展開していくことが必要である。

他方、新法人移行に向けた取り組みとして当協会は昨年度定款改正を行い、平成23年4月から東京支部を除く46道府県支部はそれぞれ独立した地域における発明協会（以下、地域協会という。）として新たなスタートを切ることとなった。当協会と地域協会は相互に連携しながら我が国における発明の奨励、知的財産権制度の普及・啓発、青少年創造性開発育成等事業を今まで以上に充実し実施する。

本年度は第二段階として、協会本部の移行方針を決定する必要がある。このため、当協会は百余年に亘る歴史、皇室との関係等を踏まえ、公益社団法人への移行を目指した諸準備を着実に実施する。

今年度事業計画の重点事項は次のとおりとする。

- (1) 当協会は各地域協회를連携機関として指定し、相互に連携・協力関係を構築して、発明奨励事業、知的財産権制度普及事業、青少年創造性開発育成事業等の諸事業を従来と変わらず全国規模で着実に実施できるよう努める。
- (2) 協会本部の新法人移行方針については、理事会及び総会の決議を得て、平成23年中の移行申請を目指した諸準備を着実に実施する。
- (3) 評議員制度に替わるものとして、幹事制度を創設し、全国規模の人的ネットワーク化の維持、強化に努める。
- (4) 当協会の根幹的事业である発明奨励事業及び青少年創造性開発育成事業を着実に推進するとともに、一層の充実を努める。また、青少年創造性開発育成事業に対し、広く産業界からの協賛を求める。
- (5) 産業財産権制度の普及啓発に資するため、地域協会との連携の下、「特許等取得活用支援マネジメント強化事業」及び「地域知財戦略本部が実施する事業」等への参画を図り、着実に事業実施に努める。
また、当協会が行っている自主事業について充実・強化に努める。
- (6) 産業財産権制度等における諸問題の研究を積極的に行っていくため、会員等に協力を求めた委員会を活用し、その成果を提供する。

なお、国等からの受託事業については競争的手法による契約となっているため、一部不確定要素のある事業についても事業計画に盛り込んでいる。

2. 恩賜発明賞・恩賜記念賞の贈呈

皇室より拝受する御下賜金の趣旨に沿い、全国発明表彰においては、優秀な発明をした発明者に恩賜発明賞を、また、全日本学生児童発明くふう展においては、優れた作品の創作者に恩賜記念賞をそれぞれ贈呈する。

3. 発明奨励振興事業

(1) 全国発明表彰

我が国における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に顕著な功績があると認められる者を顕彰することにより、科学技術の振興と産業の発展を図る。

(2) 地方発明表彰

地方自治体をはじめ関係団体の協力を得て、地域協会との共催により、各地方における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に功績があると認められる者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興と産業の発展を図る。

(3) 青少年創造性開発育成事業

次代を担う青少年の科学技術に対する夢を育み、創造性豊かな人間形成を図るための諸事業を実施する。

① 少年少女発明クラブ

地方自治体及び関係団体の協力の下、地域協会及び教育委員会等との共催により、全国各地の「少年少女発明クラブ」の拡充を図る。

(i) 「少年少女発明クラブ全国会議」を北海道並びに東京都において開催する他、同クラブ指導員の資質向上と指導員同士の交流・情報交換を目的に地域ブロック別・都道府県別に研修会を開催する。

(ii) 全国の少年少女発明クラブ員が発明クラブで創作した作品を展示する、「2011全国少年少女発明クラブ創作展」を北海道において開催する。

② 全日本学生児童発明くふう展

小学生から高校生に至る児童生徒に、発明くふうの楽しさを体得させるとともに、その優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人間形成を図る。

③ W I P O 賞の贈呈

世界知的所有権機関(W I P O : 国連の専門機関)の協力を得て、全日本学生児童発明くふう展の優秀作品にW I P O 賞を贈呈する。

④ 未来の科学の夢絵画展

全国の園児や小・中学校及び在日外国人学校の児童生徒に、未来の科学に関する

夢を絵画として表現させるとともに、その優れた作品を顕彰することにより、科学的な探究心と創造力の伸長を図る。

⑤ 地域活性化アイデア創作活動事業

地方自治体等と連携し、地域の子供たちに地域社会の課題への解決策となるアイデアを創作（新たな特産物の提案、地域の PR 作品製作等）させることにより、子供たちの地域社会への積極的な参加と創意工夫活動の充実を図る。

⑥ 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト事業

全国の少年少女を対象にコンテスト課題を設定し、作品をチームで共同作成させ、優秀チームを顕彰することにより、ものづくりの楽しさ、チームワークの大切さを体験させるとともに、柔軟なアイデアや豊かな発想力の伸長を図る。

⑦ 東京都児童生徒発明くふう展

東京都における児童生徒の発明くふう作品を顕彰することにより、科学的な思考の育成と創造性の開発を図る。

(4) 全国発明振興会議

発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等を通じて我が国科学技術の振興と産業の発展を図るため、県等地方自治体の発明奨励・産業財産権主管者、地域協会及び当協会代表者が一堂に会する全国発明振興会議を兵庫県において開催する。

4. 特許制度普及事業

(1) 発明総合相談指導

産業財産権制度の円滑な運用とその普及啓発を図るため、発明相談指導を行う。

(2) 特許等取得活用支援事業

東京都の中小企業等が企業経営の中で知的財産活動を円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘を行うため、「知財総合支援窓口」を設置し、専門の人材を配置し、中小企業等が抱える知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行う。

(3) 特許等取得活用支援マネジメント強化事業

地域の中小企業・個人の知的財産活用を支援する中核として全国に設置される「知財総合支援窓口」における支援が適切に実施されるよう、窓口の管理者及び窓口支援担当者の育成等を通じてサポートを行う。

(4) 知的財産権制度説明会事業

知的財産権制度等の一層の普及を図るため、地域協会との連携の下、各種説明会を実施する。

(5) ワンストップサービス事業

知的財産権制度を活用する中小・ベンチャー企業、金融機関等に対して、知的財産の創造・保護・活用の各段階の技術的支援を行うワンストップサービス事業を実施する。

(6) 知的財産権研修教育事業

- ① 企業実務における知的財産に関する高度な専門的知識と諸問題への対応能力を有した人材の育成を目的として、第1課程（法律・条約）、第2課程（特許管理・実施契約）及び第3課程（特許訴訟・侵害訴訟）からなる「知的財産権研修（本科コース）」を実施する。
- ② 知的財産の創造、保護、活用のための多様なニーズに応え、入門、基礎、手続から極めて専門性の高いレベルまで幅広い分野の講座・研修を開催する。
- ③ 政府機関、企業等の委託者の個別研修ニーズに沿う研修プログラムを実施する。
- ④ 知的財産権に係る地方裁判所から最高裁判所までの判決を要約し「知的財産権判決速報」として月1回発行するとともに、Web版も提供する。
- ⑤ 大学教授、裁判所判事等の学識経験者による知的財産権法判例研究会を開催し、その成果を月刊誌「発明」への掲載等を通じ広く社会に還元する。

(7) 知的財産プロデューサー等派遣事業

公的資金が投入されたプロジェクトを推進する研究開発コンソーシアム等の研究開発機関や複数の大学等からなる広域ネットワーク等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材である「知的財産プロデューサー」や「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣することにより、当該コンソーシアム等におけるプロジェクト全体の研究戦略や事業戦略を踏まえた知的財産戦略の策定、大学等における知的財産管理体制の構築等を支援し、知的財産情報の高度活用による権利化等の推進を通じた新たなイノベーション創出に繋げる。

(8) 発明の日、科学技術週間協賛事業

発明の日、科学技術週間の協賛事業として科学技術の普及・振興並びに知的財産権制度の周知に関する行事を行う。

5. 公報等情報普及事業

インターネットの普及に対応し、産業財産権制度に関する各種Webサービスをはじめ積極的に情報提供サービスを推進する。①DVD-ROM、CD-ROM公報類等の普及・販売、②公報の紙媒体による発行・販売、③公開技報Webサービスの推進、④ホームページ登録サービスの推進、⑤特許マップ作成ソフト並びに分析用データの販売、⑥「2011特許・情報フェア」の開催、⑦総合的な情報提供に向けたポータルサイトの検討・推進等を行う。

6. 図書刊行事業

知的財産尊重の機運が高まる状況において、研究者・知的財産関係者から一般読者までの多様なニーズに応えられる出版物を企画し、各読者層への幅広い拡販活動に努める。特に、法改正に即した書籍を迅速かつ的確に刊行するとともに知的財産権雑誌「発明」を継続的に発行する。

7. 調査研究事業

産業財産権制度の円滑な運用と普及を図るため、会員等の専門人材を活用した委員会を開催し、知的財産権制度の普及、模倣品問題、国際協力の在り方等についての研究を積極的に行い、広く一般にその成果を提供する。

8. 知的財産保護に関する連携促進事業

海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まった「国際知的財産保護フォーラム」の活動に積極的に参加することにより、民間関係者の知識の共有化及び官民の情報交換を促進し、模倣品対策のレベルアップを図る。

9. 外国産業財産権制度支援事業

(1) 産業財産権人材育成協力事業

- ① アジア太平洋域内の途上国から産業財産権関係者を研修生として受入れ、産業財産権制度等に関する研修を実施する。
- ② 帰国研修生のフォローアップのための産業財産権に関するセミナーを開催する。

③ 研修効果測定のための調査及び分析を行う。

(2) 外国産業財産権侵害対策等支援事業

① 産業財産権侵害対策・制度相談

我が国の中小・ベンチャー企業等が、諸外国での円滑な権利取得及び権利行使が図られるよう、産業財産権に関する最新情報を収集・整備し、模倣被害アドバイザーを配置して模倣品・権利侵害対策に関する相談指導を実施するとともに、外国産業財産権制度に関する相談指導を行う。

② 外国産業財産権制度説明会

中小・ベンチャー企業等に外国産業財産権制度及び模倣品・権利侵害対策に関する情報の周知・普及を図るため、国内外から専門家を講師として招聘し、産業財産権侵害対策も含めた諸外国の産業財産権制度に関する説明会を開催する。

10. 国際交流事業

(1) 海外で開催される発明工夫展等に全日本学生児童発明くふう展及び全国少年少女チャレンジ創造コンテストにおいて優秀な成績を収めた青少年を中心とする日本代表団を派遣する。

また、発明奨励国際フォーラム（IFIP）に参加し、国際的意識の共有化を図るとともに、団体間の連携を強化すべく、その具体的な取り組みについて意見交換を行う。

(2) 知的財産創造の奨励と知的財産保護・活用の国際的普及を図るため、世界知的所有権機関を始めとする世界の知的財産関係機関との協力・連携を一層推進する。

11. 関係省庁協力事業

(1) 叙勲・褒章並びに科学技術分野の文部科学大臣表彰制度において候補者の調査・推薦に努める。

(2) 産業財産権制度関係功労者表彰制度及び産業財産権制度活用優良企業等表彰制度において候補者の調査・推薦に努める。

(3) 特許印紙の普及に努め、出願人、代理人等の円滑な出願手続きを推進する。

1 2. 幹事制度

評議員制度の廃止に伴い、新たに幹事制度を創設し、全国規模の人的ネットワーク化の維持、強化に努める。

1 3. 青少年の創造性開発育成事業に対する協賛制度

当協会が行う青少年創造性開発育成事業について、広く産業界からの事業協賛を募り、同事業の更なる充実を図る。

1 4. 地域協会との相互連携

本年4月から東京支部を除く46道府県支部はそれぞれ独立した地域協会としてスタートすることとなった。当協会と地域協会は相互に連携しながら全国規模で発明の奨励、知的財産権制度の普及・啓発等の諸事業を実施する。

- (1) 各地域協会を当協会事業に協力する連携機関として指定するとともに、相互に連携・協力関係を構築するための体制整備を図る。
- (2) 各地域協会が地域の拠点として実施する、発明の奨励、知的財産権制度の普及啓発等の諸事業に協力する。
- (3) 各経済産業局・地域知財戦略本部が行う事業に対し、地域協会と連携して積極的に参画し、同事業の着実な実施に努める。
- (4) 地域協会との連携に係る諸方策を検討するため、地域協会会長等による会議及びブロック会議等を開催する。
- (5) 地域協会の会員に対し、機関紙「月報はつめい」を配付するとともに会員専用ホームページを通じて情報提供に努める。

1 5. 会員等サービスの拡充

- (1) 東京都内における発明奨励事業及び少年少女発明クラブ事業等の一層の推進を図るため、東京発明推進協議会を創設し所要の検討を行う。
- (2) 会員向けサービス事業を拡充・実施する。
 - ① 知的財産関連情報等を掲載する機関紙「月報はつめい」を配付するとともに会員

専用ホームページ等を通じて情報提供に努める。

- ② 新技術・製品開発に関する定期ニュースを発行し、中小・ベンチャー企業のビジネス創出支援を行う。

16. 広報活動

インターネット、機関紙等を通じて当協会の事業活動や知財一般に関する広報活動を推進する。

17. 業務の合理化

環境変化に対応するため、組織及び業務の直しを行うとともに、事務の的確かつ効率的な処理に努める。

18. 事業監査の実施

当協会事業の適正な運営を確保するため、事業監査室において、業務全般を対象に厳正な監査を行う。

19. 新公益法人制度への対応

新法人移行検討委員会における審議結果を踏まえ、当協会の新法人移行方針について理事会及び総会で決議を得て、平成23年中の移行申請を目指した諸準備を着実に実施する。

収 支 予 算 書 (案)
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 御 下 賜 金	50	50	0	
(2) 基 金 運 用 収 入	1,561	6,750	▲ 5,189	
(3) 特 定 資 産 運 用 収 入	6,336	8,408	▲ 2,072	
(4) 会 費 収 入	58,187	272,956	▲ 214,769	
(5) 事 業 収 入	937,252	2,265,688	▲ 1,328,436	
① 発 明 奨 励 振 興 事 業 収 入	(1,810)	(1,000)	(810)	
② 特 許 制 度 普 及 事 業 収 入	(99,411)	(82,441)	(16,970)	
③ 図 書 刊 行 等 事 業 収 入	(385,278)	(464,179)	▲ 78,901	
④ 地 方 事 業 収 入	(0)	(1,203,744)	▲ 1,203,744	
⑤ 公 報 普 及 事 業 収 入	(317,618)	(361,487)	▲ 43,869	
⑥ 情 報 サ ー ビ ス 事 業 収 入	(133,135)	(152,837)	▲ 19,702	
(6) 補 助 金 等 収 入	1,326,342	2,915,891	▲ 1,589,549	
① J K A 補 助 金 収 入	(39,924)	(52,643)	▲ 12,719	
② 特 許 庁 受 託 事 業 収 入	(655,395)	(1,360,489)	▲ 705,094	
③ 工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 受 託 事 業 収 入	(484,502)	(1,346,257)	▲ 861,755	
④ 経 済 産 業 局 受 託 事 業 収 入	(36,190)	(0)	(36,190)	
⑤ 東 京 都 受 託 事 業 収 入	(1,766)	(0)	(1,766)	
⑥ 特 許 庁 請 負 事 業 収 入	(25,975)	(22,000)	(3,975)	
⑦ 工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 請 負 事 業 収 入	(52,476)	(46,863)	(5,613)	
⑧ 地 域 知 財 本 部 事 業 収 入	(30,114)	(87,639)	▲ 57,525	
(7) 寄 付 金 ・ 協 賛 金 収 入	105,000	120,000	▲ 15,000	
① 基 金 寄 付 収 入	(5,000)	(60,000)	▲ 55,000	
② 資 金 寄 付 ・ 協 賛 金 収 入	(100,000)	(60,000)	(40,000)	
(8) 発 明 会 館 等 賃 貸 収 入	176,550	188,282	▲ 11,732	
(9) 雑 収 入	260,574	254,180	6,394	
事業活動収入計	2,871,852	6,032,205	▲ 3,160,353	
2. 事業活動支出				
(1) 事 業 費 支 出	1,199,504	4,339,999	▲ 3,140,495	
① 発 明 奨 励 振 興 事 業 支 出	(273,415)	(243,028)	(30,387)	
② 特 許 制 度 普 及 事 業 支 出	(117,272)	(110,482)	(6,790)	
③ 図 書 刊 行 等 事 業 支 出	(330,158)	(397,738)	▲ 67,580	
④ 地 方 ・ 振 興 事 業 支 出	(47,033)	(1,576,568)	▲ 1,529,535	
⑤ 公 報 普 及 事 業 支 出	(239,926)	(266,976)	▲ 27,050	
⑥ 情 報 サ ー ビ ス 事 業 支 出	(191,700)	(222,037)	▲ 30,337	
⑦ 地 域 発 明 奨 励 等 助 成 事 業 及 び 移 管 支 出	(0)	(1,523,170)	▲ 1,523,170	
(2) 補 助 金 等 支 出	1,221,662	2,683,184	▲ 1,461,522	
① 特 許 庁 受 託 事 業 支 出	(632,817)	(1,306,642)	▲ 673,825	
② 工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 受 託 事 業 支 出	(455,432)	(1,246,462)	▲ 791,030	
③ 経 済 産 業 局 受 託 事 業 支 出	(34,417)	(0)	(34,417)	
④ 東 京 都 受 託 事 業 支 出	(4,107)	(0)	(4,107)	
⑤ 特 許 庁 請 負 事 業 支 出	(23,969)	(19,548)	(4,421)	
⑥ 工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 請 負 事 業 支 出	(47,167)	(43,956)	(3,211)	
⑦ 地 域 知 財 本 部 事 業 支 出	(23,753)	(66,576)	▲ 42,823	
(3) 発 明 会 館 等 運 営 支 出	31,340	26,919	4,421	
(4) 管 理 費 支 出	475,871	523,472	▲ 47,601	
① 人 件 費	(149,836)	(189,666)	▲ 39,830	
② 事 務 費	(326,035)	(333,806)	▲ 7,771	
事業活動支出計	2,928,377	7,573,574	▲ 4,645,197	
事業活動収支差額	▲ 56,525	▲ 1,541,369	1,484,844	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 基 金 取 崩 収 入	0	461,911	▲ 461,911	
(2) 特 定 資 産 取 崩 収 入	70,000	1,131,259	▲ 1,061,259	
(3) 貸 付 金 戻 り 収 入	0	560	▲ 560	
(4) 固 定 資 産 売 却 収 入	0	12,200	▲ 12,200	
投資活動収入計	70,000	1,605,930	▲ 1,535,930	
2. 投資活動支出				
(1) 特 定 資 産 支 出	5,000	60,000	▲ 55,000	
投資活動支出計	5,000	60,000	▲ 55,000	
投資活動収支差額	65,000	1,545,930	▲ 1,480,930	
当期収支差額	8,475	4,561	3,914	
前期繰越収支差額	290,357	285,796	4,561	
次期繰越収支差額	298,832	290,357	8,475	

(注)1.借入金限度額は、定款第40条(借入金)による。

2.債務負担額 0 円